

登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第2項第1号から第3号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第9条第1号及び第2号に定める区分
登録番号	東北地方整備局長 第11号
登録の有効期間	令和元年12月1日から令和6年11月30日まで
氏名又は名称	株式会社 北日本建築検査機構
代表者の氏名	國安 恵子
主たる事務所の所在地	秋田県秋田市檜山川口境13番7号（電話番号018-884-0071）
実施する住宅性能評価の種類	設計住宅性能評価、建設住宅性能評価（新築住宅）
実施する住宅性能評価を行う住宅の種類	すべての住宅
住宅性能評価を行う区域	秋田県全域

確認をを行う住宅の種類	すべての住宅
確認を行う区域	秋田県全域

